

(様式第1号) (第4条関係)

山ノ内町おみせ応援支援金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

山ノ内町長 様

申請(請求)者 住 所
商号・屋号
代表者職・氏名
連絡先電話番号

標記支援金の交付を受けたいので、山ノ内町おみせ応援支援金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。

記

1. 交付対象者

住所	山ノ内町大字
店舗・施設名	
連絡先電話番号	
業種 ※該当する項目に✓を入れてください。 ※無店舗営業は対象外です。 ※主だった収入が他にあり、副業的に営んでいる場合は対象外。	<input type="checkbox"/> 卸売業(分類コード51~55) <input type="checkbox"/> 小売業(分類コード57~60) <input type="checkbox"/> 物品賃貸業(分類コード70) <input type="checkbox"/> サービス業(分類コード75~80) <u>※観光連盟加盟団体(観光協会・旅館組合)に所属する宿泊施設を除く。</u> <input type="checkbox"/> その他の教育、学習支援業(分類コード82)
業態 ※上記業種の詳細を記入してください。	(例) 飲食店(食堂)、理容業、飲食料点小売 など

2. 交付額等

支援金申請額・請求額	100,000円
------------	----------

3. 口座情報 ※記載する口座情報は、月次支援金、特別応援金が振込まれた口座と一致すること。

口座情報 ※支援金を受け取る口座情報を記入してください。	金融機関名及び 本店・支店名	本・支店 本・支所
	(フリガナ) 口座名義	
	口座番号	普通・当座

4. 誓約事項

誓約事項 ※内容を確認し、すべてに✓を入れてください。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。<input type="checkbox"/> 虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には支援金を返還します。<input type="checkbox"/> 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者ではありません。<input type="checkbox"/> 支援金交付業務に必要な範囲で、町税の申告資料調査に同意します。<input type="checkbox"/> 長野県が実施する「新型コロナ対策推進宣言の店」に参画し、入口や館内の目立つところにステッカー・ポスターを掲示します。<input type="checkbox"/> 支援金受給後も、事業を継続します。（支援金は、経営の維持や事態収束後に向けた準備等の支援を図る目的で交付するものです。）
--------------------------------	---

5. 添付書類

【個人事業主・法人共通】

- (1) 月次支援金・特別応援金いずれかの給付通知書の写し、または山ノ内町商工会において確認を受けた売上比較表
- (2) 有効期限内の営業許認可書等の写し（交付を受けていない場合は不要）
（スナック、キャバレー等で支援金の交付を受ける場合、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号」にかかる営業許可書の写しの提出が必要です。）
- (3) 入金先となる金融機関の口座が確認できる書類
（金融機関名、口座番号等が分かる通帳の写しなど）

【個人事業主の場合】

（確定申告をしている場合）

- (4) 令和2年分所得税の確定申告書の写し
- (5) 令和2年分青色申告決算書または白色申告収支内訳書（事業収入が分かるもの）

（住民税申告をしている場合）

- (6) 令和3年度（令和2年分）住民税申告書の写し
- (7) 令和3年度（令和2年分）事業収支内訳書（事業収入が分かるもの）

【法人の場合】

- (8) 前事業年度の法人町民税確定申告書
- (9) 前事業年度の法人事業概況説明書

（申請書の提出例）

例①：食堂を営む個人事業主で確定申告している場合

→この用紙と、添付書類（1）、（2）、（3）、（4）、（5）を提出する。

例②：町内で酒屋を営む法人

→この用紙と、添付書類（1）、（2）、（3）、（8）、（9）を提出する。